

障害者総合支援法による給付と 損害賠償との調整—近時の裁判例の動向

嵩 さ や か

1 はじめに一問題の所在

(1) 社会保障給付と損害賠償請求権との調整の法的根拠

社会保障給付がカバーしている要保障事由（社会保険の場合には保険事故）が、第三者の不法行為によって生じる場合がある。いわゆる「第三者行為災害」と呼ばれるこうしたケースでは、被害者が加害者に対して取得した損害賠償請求権と、不法行為を原因として取得した社会保障給付の受給権とが機能において重複することがある。交通事故により受傷した場合、治療に要した医療費相当額を積極損害として加害者に賠償請求できると同時に、公的医療保険にて当該医療費の一部がカバーされるという例は、その典型である。

こうした重複を伴う第三者行為災害について、特に社会保険の各法律では、給付と損害賠償との調整規定が置かれている。そうした規定は、(ア) 加害者による損害賠償に先立って給付が行われたときに、給付主体（社会保険の場合は保険者）が、給付の価額の限度で、受給権者が第三者（加害者）に対して有する損害賠償請求権を代位取得するとの規定（代位規定）、及び、(イ) 社会保障給付の受給権者が給付に先立って第三者から損害賠償を受けた場合には、給付主体は、なされた損害賠償の価額の限度で、給付を免責されるとの規定（免責規定）として定められることが多い⁽¹⁾。

他方で、こうした調整に関する規定の適用がないケースであっても、最大判平

(1) 健康保険法 57 条、国民健康保険法 64 条、高齢者の医療の確保に関する法律 58 条、厚生年金保険法 40 条、国民年金法 22 条など。こうした調整は、被害者（被保険者や遺族）が第三者の行為によって生じた損害について、損害賠償と社会保険給付とで二重にてん補を受けることが不合理であること、及び、本来、当該行為に起因する損害の賠償責任を負う加害者が結果的に保険の利益を得てしまうことが不合理であることから要請されている（国民健康保険法 64 条について、国民健康保険中央会『国民健康保険法の解釈と運用』（2000 年）602-603 頁参照）。

成 5・3・24（民集 47 卷 4 号 3039 頁）（以下、「平成 5 年大法廷判決」という。）が定立した損益相殺的調整⁽²⁾という判例法理が及ぶことがある。加えて、平成 5 年大法廷判決は、不法行為と同一の原因によって被害者等が第三者に対する債権（社会保障給付の受給権もその 1 つ）を取得した場合には、債権の履行・存続の不確実性に鑑みて「被害者又はその相続人が取得した債権につき、損益相殺的な調整を図ることが許されるのは、当該債権が現実に行われた場合又はこれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるといえることができる場合に限られるものといふべき」とも判示した。この論理にしたがい、平成 5 年大法廷判決は、すでに支給された給付額のほか、口頭弁論終結時において支給されることが確定している受給権までを調整の対象とし、それ以降に支給される将来給付分については調整の対象外とした。なお、この損益相殺的調整は代位規定の適用があるケースについても射程が及ぶと理解されており⁽³⁾、実際に代位規定の適用対象となりうるケースでも、損害額と社会保障給付との調整の法的根拠を損益相殺的調整に求める裁判例がほとんどである。

(2) 調整規定を持たない障害者総合支援法を巡る問題状況

他方で、損害賠償請求権との調整規定を持たない社会保障関連の法律もある。本稿で着目する障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）もその 1 つである。

本稿が同法による自立支援給付（自立支援給付の中でも、本稿では主に介護給付費と損害賠償との調整について論じるため、以下では「介護給付費等」と記載する。）と損害賠償請求権との調整に注目する第 1 の理由は、その調整について判示する裁判例が多く出ているものの、必ずしも調整の可否やその方法について統一的な見解が示されていないためである。交通事故などの不法行為によって重度の後遺症を負い、同法の給付を受給して介護サービスを利用するケースは少なくないことからすれば、従来の裁判例を整理・分析することは実務的に大きな意義があるといえる。

第 2 の理由は、介護保険との相違である。被害者が 65 歳以上で不法行為によ

(2) 平成 5 年大法廷判決は、「損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益の額を被害者が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図る必要がある」と判示した。

(3) 滝澤孝臣・最判解民事篇平成 5 年度（上）494 頁、岩村正彦・ジュリ 1027 号 70 頁。

る後遺症に対し介護保険から給付を受ける場合⁽⁴⁾には、介護保険法の代位規定の適用があるが、他方で平成5年大法廷判決の枠組みも及び、「損害と利益との間に同質性」が肯定されることを前提に、損益相殺的調整により損害額から介護保険給付（支給済分と支給確定分のみ）が控除されると解されている⁽⁵⁾。裁判例でも、介護保険給付を控除して自己負担額を賠償額として算定する傾向にある⁽⁶⁾。確かに、介護保険と障害者総合支援制度とは社会保険方式か否かという違いがあるため、同列には論じられない。しかし、同じく介護サービスに係る金銭給付を支給する制度であることからすれば、調整ルールが確立している介護保険との違いが目立つ。介護保険との対比からも、障害者総合支援制度についての調整ルールのあり方を検討することには意義があるだろう。

第3の理由は、定期金賠償との関係である。定期金賠償については、最判令和2・7・9（民集74巻4号1204頁）が、後遺障害による逸失利益が定期金賠償の対象となることを最高裁として初めて肯定したことで注目されている。同最高裁判決は逸失利益に関する判示であるが、同事件の第一審判決・控訴審判決を含め、介護費用について定期金賠償を認めた下級審裁判例⁽⁷⁾もすでに出されている。このように定期金賠償という選択肢が広がる傾向にあることからすれば、仮に損益相

-
- (4) 介護保険の第2号被保険者（40歳以上65歳未満の者）については、「要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によって生じたものであるもの」が要介護者と定義されている（介護保険法7条3項2号。要支援者についても同様（同項3号））。そのため、要介護者・要支援者に該当することの認定（要介護認定・要支援認定）は、特定疾病（末期がん、関節リウマチ、初老期における認知症等）によって要介護状態・要支援状態が生じた場合についてのみなされる。したがって、例えば第2号被保険者が交通事故などの第三者の不法行為により要介護状態・要支援状態となった場合には、特定疾病を原因としないことから要介護認定・要支援認定を受けられず、介護保険給付を受けられないことになる。これに対し、第1号被保険者（65歳以上の者）については、特定疾病による制限がないため、不法行為を原因として要介護状態・要支援状態となっても介護保険給付が支給される。
- (5) 齋藤恒久「重度後遺障害の将来介護費の算定に関する諸問題～施設関係費用、介護保険給付の扱いを中心に」日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準〔第50版〕』（2021年）66頁。
- (6) 例えば、大阪地判平成24・5・16（交民45巻3号610頁）、名古屋地判平成30・11・14（自保ジャーナル2039号121頁）など。
- (7) 東京高判平成25・3・14（判タ1392号203頁）、福岡地判平成25・7・4（判時2229号41頁）など。

殺的調整を行わない場合には、社会保障給付と定期金としての損害賠償との重複が継続的に、かつ、より分かりやすい形で生じ続けるおそれがある。こうした損害賠償の方法に関する判例の展開に照らしても、まずは障害者総合支援制度に関する調整ルールの現状を確認することは有意義であろう。

そこで、以下ではまず、障害者総合支援法（旧障害者自立支援法も含む。）における介護給付費等と損害賠償との調整に関する裁判例を整理し（2）、次いで、裁判例で示された論点についての若干の考察を加える（3）。その際、平成5年大法廷判決の枠組みにしたがって（そして、それを踏襲している下級審裁判例の整理にしたがって）、口頭弁論終結時の前後に分けて検討する。

2 介護給付費等と損害賠償との調整に関する裁判例の動向⁽⁸⁾

(1) 口頭弁論終結時以前に係る損害と既払給付分との調整

従来の裁判例は、賠償額の算定にあたり、在宅での介護費用や施設における入所費用等から、介護給付費等の額（介護サービス費用の額から自己負担額（応能負担で1割上限）を控除した額）を控除する裁判例と控除しない裁判例とに分かれている。

1) 介護給付費等を控除する（自己負担額のみ損害額とする）裁判例

損害額から介護給付費等の額を控除する（又は自己負担額のみを損害額として認定する）裁判例としては、①岡山地判平成26・11・14（自保ジャーナル1952号13頁）、②東京地判平成28・4・26（自保ジャーナル1978号124頁）、③鹿児島地判平成28・12・6（自保ジャーナル2001号1頁）、④横浜地判平成29・7・18（交民50巻4号884頁）、⑤奈良地判平成30・7・31（自保ジャーナル2048号9頁）、⑥神戸地裁平成30・11・27判決・自保ジャーナル2039号1頁などがある。

すでに支給された介護給付費等の控除を認める理由につき、①・⑤判決は、介護給付費等が施設の入所費用と同質性を有することを根拠とする（他方で、後述のように、①・⑤判決はともに将来の介護給付費等については存続が確実でないとして、控除を否定する）。①判決は平成5年大法廷判決を引用しその枠組みに沿って判断していることが明らかであるが、⑤判決も引用こそしないが、損害と利益との「同質性」に言及していることから平成5年大法廷判決に沿って判断したと考えられる。ま

(8) 障害者総合支援法に基づく給付に関する裁判例の紹介について、齋藤・前掲注(5) 68頁以下参照。

た、③判決は、障害者総合支援法に基づき公費負担がされた部分については損害（介護費用）がてん補されたとして、自己負担額のみを損害額として認める。損害と利益との同質性には言及していないため平成5年大法廷判決に沿って判断しているのかは明らかではないが、発生した損害が給付によりてん補されたことをもって控除を認めていることから、平成5年大法廷判決に近い発想を採用していると思われる。

他方で②・④判決は、介護費用について障害者総合支援法による助成で事業者に対する支払義務を免れたことを理由とする。⑥判決はより端的に、介護費用に関する損害は被害者が負担した自己負担額を基準とすべきと判示している。

このように見ると、平成5年大法廷判決に沿って、介護費用全体を損害とした上で、損益相殺的調整により介護給付費等を控除して賠償額を算出する発想の裁判例と、まさに被害者が負担した部分（介護給付費等でカバーされなかった自己負担額）が損害となるとの発想（損害から給付を控除する発想ではない）の裁判例とに分かれているといえる。

2) 介護給付費等を控除しない裁判例

他方で、介護給付費等を控除せず、介護費用等の全体を賠償額として算定する裁判例もある。具体的には、⑦京都地判平成26・10・31（交民47巻5号1326頁）、⑧名古屋地判平成29・10・17（交民50巻5号1246頁）などである。また、住宅改造費については⑨大阪地判令和2・3・31（自保ジャーナル2071号1頁）などがあり（なお、住宅改造費は自立支援給付の対象とされていない）、補装具費については、⑩横浜地判平成23・5・27（交民44巻3号645頁）、⑪東京高判平成25・3・13（自保ジャーナル1899号1頁（⑩判決の控訴審））、⑫大阪地判令和3・3・24（自保ジャーナル2096号14頁）などがある。

これらの裁判例は、それぞれ言葉遣いは異なるものの、障害者総合支援法が障害者福祉（あるいは社会保障）を目的としていること、同法に代位規定がないことのどちらか、あるいはその両方を理由として挙げて控除を否定する。他の裁判例が比較的簡潔に控除しない理由を述べるのに対し、⑧判決は以下のようにやや詳しくその理由を述べる。

「Cに必要な介護費用は、現状、その大部分が公的給付によって賄われて

いるが、障害者総合支援法に基づく公的給付は、障害者の福祉の増進を図ることを目的とするもので（同法1条参照）、損害の補填を目的とするものではない。同法には、給付を行った市町村等による代位の規定も設けられていない。かえって、介護保険給付が障害者総合支援法に基づく給付に優先するとされ（同法7条）、かつ、介護保険給付については、第三者から損害賠償を受けたときは、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責を免れるとされている（介護保険法21条2項）。そうすると、将来にわたって、Cに対して現在と同水準の公的給付が維持されるという蓋然性までは認め難く、困難な将来予測の場面で、現状の公的給付を所与の前提として将来介護費を算定することは、相当ではない。

したがって、同法に基づく公的給付は、既給付及び将来給付の分も含めて、損益相殺的調整を図るべきものではないと解するのが相当である。」

ここでは、将来給付分についても判示されているが、既払給付分については、障害者総合支援法に基づく公的給付は障害者の福祉の増進が目的であり損害補填は目的ではないこと、代位規定がないことが理由とされている。また、⑧判決は続けて、次のようにも述べる。

「被告は、Cの自己負担がない以上、そもそも損害が生じていないと主張するが、Cが事業者から障害福祉サービスを受けた場合、市町村は、Cが事業者を支払うべき費用について、Cに代わり、事業者を支払うことができるとされており（同法29条4項）、かかる支払があったときは、Cに対して介護給付費の支給があったものとみなすとされている（同条5項）。そして、本件では現にこの代理受領方式が採られている。このように、Cが事業者に対して費用（債務）を負担することが前提となっているのであるから、損害が発生していないとの被告の主張は採用できない。」

この判示部分は、②・④判決などが、障害者総合支援法による給付で介護事業者等に対する介護費用等の支払義務を免れたことを控除の理由とするのに対し、代理受領方式の前提として被害者が事業者介護費用全体を負担する債務を負っている（支払義務は免れていない）ことを論ずるものと捉えられる。

(2) 口頭弁論終結後に係る損害と将来給付分との調整

1) 将来給付分を控除しない裁判例

上述の通り、平成5年大法廷判決は既払給付分について損益相殺的調整が行えるケースでも、債権の存続・履行の不確実性を理由に将来給付分については調整の対象から除外する。そのため、障害者総合支援法による介護給付費等についても、将来給付分について控除を否定する裁判例が多い。具体的には、⑬東京地判平成22・10・27(交民43巻5号1336頁)、⑭札幌地判平成24・3・9(判時2148号101頁)、⑮熊本地判平成26・3・31(判時2233号10頁)、前掲①判決、前掲②判決、⑯大阪地判平成28・8・29(交民49巻6号1570頁)、⑰東京地判平成28・9・6(交民49巻5号1088頁)、前掲③判決、前掲④判決、前掲⑧判決、前掲⑤判決、⑱大阪高判平成31・1・25(自保ジャーナル2048号1頁)(⑤判決の控訴審)、⑲岡山地判令和3・4・20(LEX/DB25590020)などである。

これらの裁判例はいずれも、障害者総合支援法の給付が将来も同水準で存続するとは限らないことを理由に控除を否定する(なお、⑧判決は既払給付分についても控除しない判決である)。いずれの裁判例も発想としては平成5年大法廷判決に沿っていると思われるが、平成5年大法廷判決を明示的に引用するのは⑮・⑱判決のみである。なお、多くの裁判例は、給付水準や仕組みが今後変更される可能性に言及することで控除を否定する。これに対し、⑮判決は、原告の1名が生活保護受給者であるため障害者総合支援制度における自己負担額が0円である事案において、平成5年大法廷判決を引用した上で、以下のように述べて、現行法の枠組みにおいても将来の介護給付費等の支給は不確定であるとして、将来支給分について損益相殺的調整を否定する点が特徴的である。

「上記公的負担の制度は、サービスの利用を希望する障害者等が申請を行い(同法(筆者注-障害者総合支援法)20条)、市町村から介護給付等に係る支給決定(同法19条)を受けた上で、その有効期間内に、障害福祉サービスを利用し、これらのサービスに要した費用について、支給決定を行った市町村が支給量の範囲内において、当該障害者等に給付費を支給するというものである(同法29条1項)。なお、支給決定は、上記有効期間内に限り、その効力を有するのであり(同法23条)、重度訪問介護については、同期間は「1月間か

ら12月間までの範囲で月を単位として市町村が定める期間」とされている(同法施行規則15条)。

(ウ)そして、支給決定を受けた障害者等が障害福祉サービス等を受けたときに、市町村から支給される介護給付費の額は、1月につき、〔1〕同サービスの種類ごとに厚生労働大臣が定める報酬基準により算定した費用の額から、〔2〕当該障害者等の家計の負担能力等の事情をしん酌して政令で定める額を控除して得た額とされるところ(同法29条3項)、当該障害者等が被保護者(生活保護法6条1項)又は要保護者(同条2項)であり、厚生労働省令で定めるものに該当する場合には、上記〔2〕の額は「零」となるから(同法施行令17条4号)、市町村が上記〔1〕の額の全額を支給することとなる。

(エ)上記(イ)のとおり、障害者等が介護給付費等の支給を受けるためには、有効期間ごとに、市町村から支給決定を受けなければならない、また、被保護者又は要保護者でなくなった場合には、全額支給を受けられなくなることに鑑みれば、介護給付費等が将来も現在と同様に支給されるか否かは不確定であると考えられる。

(オ)上記(イ)ないし(エ)によれば、将来の介護費用の算定に当たり、上記公的負担による介護給付費の支給について損益相殺的な調整をすることは相当ではないというべきである。

2) 損害額算定において将来給付分があることを一定程度加味する裁判例

将来給付分を控除しない裁判例がある一方で、数としては多くはないが、将来も何らかの社会保障給付が維持されることが推測されるとして、将来の自己負担額の見込額を損害としての算出する裁判例もある。例えば、⑳大阪地判平成23・10・5(交民44巻5号1270頁)、㉑広島高裁岡山支判平成27・4・23(自保ジャーナル1952号1頁)(①判決の控訴審)などである。

3 検討

(1) 既払の介護給付費等と損害賠償との調整の可否

1) 平成5年大法院判決と平成8年最判

以上、簡単に裁判例の動向を確認してきた。このように見ると、平成5年大法院判決の枠組みでは損益相殺的調整の対象となりうる既払給付分についても、介

護給付費等に関しては調整（控除）を否定する裁判例が多いことが分かる（⑦～⑫判決）。これらの裁判例で控除を否定する理由として挙げられているのが、（ア）障害者総合支援法が障害者福祉（あるいは社会保障）を目的としていること、（イ）同法に代位規定がないこと、である。

これら2つの理由は、最判平成8・2・23（民集50巻2号249頁）（コック食品事件最高裁判決。以下、「平成8年最判」という。）が、労働福祉事業の一環として労働者災害補償保険特別支給金支給規則（省令）に基づいて支給される特別支給金について、下記のように、損害額からの控除を否定する際に言及した論拠と重なる。

「政府は、労災保険により、被災労働者に対し、休業特別支給金、障害特別支給金等の特別支給金を支給する（労働者災害補償保険特別支給金支給規則…）が、右特別支給金の支給は、労働福祉事業の一環として、被災労働者の療養生活の援護等によりその福祉の増進を図るために行われるものであり…、使用者又は第三者の損害賠償義務の履行と特別支給金の支給との関係について、保険給付の場合における前記各規定（筆者注－使用者の損害賠償義務の履行と年金給付との調整規定、第三者行為災害における代位規定・免責規定）と同趣旨の定めはない。このような保険給付と特別支給金との差異を考慮すると、特別支給金が被災労働者の損害をてん補する性質を有するということはできず、したがって、被災労働者が労災保険から受領した特別支給金をその損害額から控除することはできないというべきである。」

平成8年最判は、平成5年大法廷判決を引用しないが、調査官解説は、平成5年大法廷判決の示す考え方に触れつつ「被災労働者の損害（得べかりし給与収入の喪失）と特別支給金の受給による利益の同質性、すなわち、特別支給金が右損害のてん補の性質を有するかどうかという観点から控除の可否を検討すべきことになると思われる⁽⁹⁾」と述べる。この解説に照らせば、平成8年最判が控除の可否の基準としている「特別支給金が被災労働者の損害をてん補する性質を有する」か否かは、平成5年大法廷判決にいう損害と利益との間の同質性の有無と同義と考えられる。そうすると、平成8年最判が控除の可否を判断する際に具体的に考慮

(9) 山下郁夫・最判解民事篇平成8年度（上）97頁。

した点（給付が福祉目的であること、代位規定等がないこと）は、平成5年大法廷判決の枠組みにおいて、損害と利益との間の同質性を判断する際に考慮されるべき評価指標ということになる。

このことから、障害者総合支援法による介護給付費等の控除を否定する裁判例も、平成8年最判に沿って上記（ア）（イ）を指標として、平成5年大法廷判決の枠組みにて損益相殺的調整の対象となるか否かを判断し、これを否定したものと捉えられる。

もっとも、平成8年最判について学説からは、同判決自体が、使用者行為災害のケースにて使用者が負う損害賠償責任については調整規定がなくても労基法84条2項の類推適用により控除を肯定したことからも分かるように、（イ）（代位規定の欠如）は控除を否定する決め手にならないと指摘されている⁽¹⁰⁾。そこで、（ア）（障害者総合支援法が障害者福祉を目的としていること）の論拠が控除を否定する十分な論拠となりうるのかを以下検討する。

2) 福祉目的の給付と損害てん補の性質

平成8年最判の調査官解説が指摘するように、給付が福祉目的であることと、損害てん補の性質とは、必ずしも相容れないものとはいえないだろう⁽¹¹⁾。これらの両立がありうるとしたら、単に福祉目的であることだけでは、控除を否定する論拠とはならない。

現行法の規定から、福祉目的でありつつも損害てん補の性質を有すると解釈することはできるだろうか。この問いに対しては、介護給付費等は第一義的には福祉目的であるとしても、以下のように考えれば、損害てん補の性質を肯定する余地が現行法の解釈としてありえるだろうと思われる。

(10) 岩村正彦「判批」ジュリスト1109号132頁、大内伸哉「判批」社会保障判例百選〔第4版〕141頁等。

(11) 山下・前掲注(9)97-98頁は、特別支給金について、福祉的給付という性質とともに損害てん補の機能・効果を持つことも否定できないとし、立法論としては代位規定等を設けて、その全額又は一部を損害額から控除することを認めることもあり得るとしつつも、平成8年最判は、労働福祉事業の一環として給付が行われ、代位規定等がないという現行制度上の同支給金の位置づけを重視して、控除を認めないものとした判決として理解すべきと述べる。

① 介護保険給付を接点とした損害と介護給付費等との相互補完関係

まず、介護保険法には上述の通り、代位規定等があり、裁判例でも介護保険給付と損害との間で損益相殺的調整がなされている。つまり、介護保険給付と損害との間には同質性があり、給付と損害賠償との間に相互補完関係があるといえる。

他方で、介護保険給付と介護給付費等とは、障害者総合支援法7条にて「介護給付費等は、当該障害の状態につき、介護保険法…の規定による介護給付…のうち介護給付費等に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付又は事業以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において介護給付費等に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。」と規定されている。そして当該規定について、裁判例は、「介護給付費等と介護保険給付等の二重給付を回避するための規定」と解する⁽¹²⁾。当該規定の存在及びその解釈にしたがえば、介護給付費等と介護保険給付とは目的・機能において重複し相互補完関係にあるといえるだろう。

以上を総合すると、損害賠償と介護給付費等とは、それぞれ、介護保険給付との間で目的・機能において重複しているといえる。そうすると、損害賠償と介護給付費等との間でも、介護保険給付という接合点を經由して、相互に目的・機能を共通にしているといえることができそうである。

② 金銭給付としての特性

また、身体障害者福祉法等における現物給付としての措置とは異なり、障害者総合支援法の介護給付費等は事業者に支払う介護費用の全部又は一部をカバーする金銭給付である。事業者に支払う介護費用全額が積極損害として算入されるのなら、それを（部分的に）カバーする金銭給付は、現物給付よりも直接的に損害をてん補する性質を持つといえることができそうである。

これらのことから、介護給付費等は第一義的には福祉的目的であるとしても、損害をてん補の性質を持つ（介護給付費等と損害とは同質性を有する）と考えられるだろう。

(12) 広島高裁岡山支判平成30・12・13（賃金と社会保障1726号8頁）。

3) 介護保険給付との対比による実質論

介護給付費等について損害てん補の性質を肯定し損益相殺的調整の対象とするとの解釈は、不法行為の被害者が65歳以上である場合（介護保険給付のケース）との実質的な均衡という観点からも合理性を有する。

つまり、第三者の不法行為により介護が必要となった被害者が65歳以上（介護保険の第1号被保険者）である場合には、加害者に対する損害賠償請求権とともに、介護保険給付の受給権と、障害者総合支援法による受給権を取得しうる。しかし、上述の通り、障害者総合支援法7条により、介護保険優先となるため、65歳以上の場合には介護保険給付のみを受給することになるとともに、介護保険給付は損益相殺的調整の対象になるため、損害額から介護保険給付額が控除されることになる。

他方で、不法行為の被害者が65歳未満（介護保険の第2号被保険者）の場合には、要介護・要支援状態の原因が特定疾病でないため、介護保険給付の受給権は発生せず、障害者総合支援法の給付のみとなる。多くの裁判例のように、介護給付費等を損害額から控除しない場合には、被害者は損害額を満額⁽¹³⁾得られることになる。

このように被害者が65歳以上か否かで比べてみると、保険料拠出に対する対価としての給付（介護保険給付）を受給する場合の方が、対価性のない給付（介護給付費等）を受ける時より、被害者が取得できる損害賠償額が（厳密な額はともかく）少なくなってしまうことが分かる。つまり、保険料を拠出して受給した場合の方が、社会保障給付と損害賠償額とを合わせた被害者のトータルの受益が少なくなるということであり、こうした帰結は、保険料拠出という被害者側の負担に照らすと、バランスに欠けるように思える。こうした介護保険給付を受ける65歳以上の者との均衡という実質論からしても、既払給付分については損害額から控除しうると解することには一定の妥当性が見いだせる。

4) 既払給付分を控除する場合の課題

もっとも、障害者総合支援法には、介護保険法のような代位規定がない。その

(13) 被害者がそもそも障害介護サービスの利用における利用者負担分しか賠償請求しないケースが多いが、⑧判決のように介護費用10割分を損害として請求するケースもある。

ため、損害額から介護給付費等額を控除して被害者に対する加害者の損害賠償債務が圧縮された場合でも、介護給付費等を支給した市町村が加害者に給付相当額を求償できないことから、結果的に加害者が給付の利益を得る結果となる。こうした結果を不合理と評価することも可能だろう。

もっとも、社会保険でも代位規定が適用されないケース（平成5年大法廷判決の事案のように、老齢年金受給者が加害行為により死亡し、遺族が遺族年金を受給するケース⁽¹⁴⁾など）においても、平成5年大法廷判決の多数意見は、社会保険給付を損益相殺的調整の対象とし、求償がなされないことから結果的に保険の利益を加害者が受ける帰結を許容している。こうした平成5年大法廷判決の妥当性を前提に、被害者の保険料拠出に基づく保険の利益を加害者が享受することを許容するのであれば、一般公費を財源とする介護給付費等の利益を加害者に享受させる帰結は、より許容され易いともいえるだろう。

(2) 将来給付分を控除できるか

1) 介護給付費等の存続の不確実性

前述の通り、従来の裁判例の多くは、障害者総合支援法の給付が将来も同水準で存続するとは限らないことを理由に控除を否定する。明示的に平成5年大法廷判決を引用する裁判例は多くないが（^⑮・^⑱判決のみ）、引用しない裁判例でも、損益相殺的調整が許されるのは「当該債権が現実には履行された場合又はこれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるということができる場合に限られる」との平成5年大法廷判決の枠組みにしたがって判断しているといえる。確かに、「その存続が確実であるということとはできない」として将来給付分の遺族年金を損益相殺的調整から排除した平成5年大法廷判決を前提とする限り、仮に既払給付分は控除しようと解釈するとしても、そして、（制度改廃の蓋然性を度外視して）現行法の存続を前提とするとしても、^⑮判決も指摘するように、以下の理由から、障害者総合支援法での受給権について存続の確実性を肯定することは難しいだろう。

第1の理由は、障害者総合支援法の受給権は支給決定の有効期間内でしか存続しないことである⁽¹⁵⁾。遺族年金の受給権（基本権）は、一部の有期給付を除き、

(14) 滝澤・前掲注(3) 485-488頁参照。

(15) 障害者総合支援法23条、同法施行規則15条参照。

死亡や婚姻などの失権事由に該当しない限り存続する。そのように受給権の存続について比較的安定した遺族年金でさえも平成5年大法廷判決は「その存続が確実であるということとはできない」と判断する。この判断を前提にすると、有効期限が明確に付されている障害者総合支援法の受給権について存続の確実性を肯定することは難しいだろう。

第2の理由は、一定の障害がある限り有効期限の更新により受給権の存続は一応予測できるとしても、障害者総合支援法では将来取得する受給権の価値が見積もりにくいという特徴があることである。すなわち、同法の介護給付費等の支給決定は、同法22条1項にて「市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第27条において『支給要否決定』という。）を行うものとする。」と規定されており、市町村が諸般の勘案事項を踏まえて決定する仕組みである。そして支給要否決定、及び、支給決定を行う場合の障害福祉サービスの量（支給量）に関する判断は、裁判例では、市町村の合理的裁量に委ねられていると解されている⁽¹⁶⁾。したがって、受給要件の充足と給付額について画一的な基準で判断される遺族年金に比べ、介護給付費等では、勘案事項に係る事情の変化とそれについての市町村の裁量的判断により、支給決定の内容が変動しやすい仕組みとなっている。さらに、受給額の価額は、そのように決定された支給量を上限として、利用者負担額を控除した額である（障害者総合支援法29条3項）。利用者負担額の上限は、障害者世帯の毎年の市町村民税の課税状況や被保護世帯であるか否かによって決定される。つまり、将来の受給者世帯の所得状況に応じて受給額が変動する仕組みといえる。これに対し、遺族年金には、マクロ経済スライドによる全国一律の給付額の調整はあるが、個々の受給者について受給中の所得額に応じた給付額の調整という仕組みはない。このように、将来の受給権の価額

(16) 障害者自立支援法の事案として和歌山地判平成22・12・17（賃金と社会保障1537号20頁）、大阪高判平成23・12・14（賃金と社会保障1559号21頁）、和歌山地判平成24・4・25（判時2171号28頁）、札幌地判平成24・7・23（判例地方自治407号71頁）など、障害者総合支援法の事案として大阪地判平成30・12・19（判例地方自治452号53頁）など、両法律にかかる事案として札幌高判平成27・4・24（判例地方自治407号65頁）など参照。

の面でも比較的安定している遺族年金でさえも平成5年大法院判決では「その存続が確実であるということとはできない」とされていることからすれば、それ以上に将来の給付額が見積りにくい介護給付費等については、現在の受給権を前提とした存続は不確実と解され、控除の対象から除外されることになるだろう。

2) 将来給付分を控除しない場合の課題

このように考えると、平成5年大法院判決を前提とする限りは、将来給付分は損害額から控除できないと解することになろう。そうすると、介護給付費等の将来給付分については、介護保険法21条2項のような免責規定がなく、また、(更新時の)支給決定の勘案事項に損害賠償の支払い状況は含まれていない(障害者総合支援法施行規則12条参照)ため、被害者について二重てん補が生じる。

他方で、前述の通り、既払給付分を損益相殺的調整の対象とするという解釈を採用すれば、既払給付分に関しては被害者に二重てん補が生じないが、加害者が給付の利益を享受することになる。

障害者総合支援法に代位規定・免責規定がないため、既払給付分・将来給付分ともに、被害者の二重てん補を回避しつつ、加害者に給付の利益を享受させないという解決が採れない状況にあるといえる⁽¹⁷⁾。そうした現行法上の制約がある状況においては、既払給付分については二重てん補を回避し、将来給付分については加害者による給付の利益の享受を回避することで、当事者間のバランスを図るという解決は1つのあり方かもしれない。

他方で、仮に将来の介護費用について定期金賠償が一般化した場合には、障害福祉制度が何らかの形で存続する限り、その都度調整するという枠組みを採用しなければ、より露骨な形で長期間にわたり二重てん補が顕在化することにもなる。

3) 被害者の「損害」とは何か

被害者に生じる二重てん補の問題について、²⁰²¹判決は、将来における損害発生の蓋然性判断に障害福祉サービスの給付を一定程度織り込むことで、損益相殺

(17) 注(1)の通り、社会保険立法において代位規定・免責規定が定められている趣旨は、まさに二重てん補の回避と加害者による保険の利益の享受を回避することである(国民健康保険中央会『国民健康保険法の解釈と運用』(2000年)602-603頁)。

的調整の枠組みを持ち出すことなく、結果的に二重てん補を回避していると評価することができる。

もっとも、この解決は、仮に既払給付分については平成5年大法廷判決の損益相殺的調整の枠組みを適用する場合には、なぜ将来給付分については損益相殺的調整の枠組みを用いないのか、といった整合性の問題を抱える。これは、単に損益相殺的調整を適用するか否かの食い違いに止まらず、被害者に発生する「損害」の捉え方の違いというより根本的な問題を意味する。つまり、損益相殺的調整の枠組みでは、介護費用10割分を損害とし、それと利益（介護給付費等）とを公平の見地から調整する。これに対し、損害発生の際に蓋然性判断に障害福祉サービスを一定程度織り込む枠組みでは、介護費用10割から給付を差し引いた自己負担分を損害と捉えているように見えるからである。

後者のような損害の捉え方は、既払給付分に関する⑥判決（介護費用に関する損害は被害者が負担した自己負担額を基準とすべき）でも見られるため、既払給付分についても平成5年大法廷判決の枠組みを採用しないことで、損害の捉え方に関し、既払給付分・将来給付分の間で平仄を合わせることは可能だろう。

いずれにしても、介護給付費等を受給している被害者の「損害」をどのように捉えるべきかにつき、裁判例では必ずしも一致した見解が示されているとはいえない。

4 おわりに

以上、障害者総合支援法の介護給付費等と損害賠償との調整について、裁判例を調査し、簡単な分析を行った。裁判例においては、既払給付分・将来給付分ともに必ずしも調整について一致した考えが採られているわけではなく、既払給付分については、平成5年大法廷判決を前提に、介護給付費等と損害との同質性について評価が二分されていることが分かった。将来給付分については平成5年大法廷判決にしたがいが、給付存続の確実性が乏しいとして損益相殺的調整の対象から除外する裁判例が多い。しかし、一部、損害そのものの捉え方を異にする裁判例も見られ、介護費用などの発生と、それを部分的にカバーする社会保障給付とが併存する場合に、何を損害と捉えるかというより本質的な課題が浮き彫りとなった。

本稿では取り上げられなかったが過失相殺が問題となるケースも念頭にいれな

がら、代位規定等を持たない障害者総合支援法、さらにはその他の社会保障制度について、調整の可否、損害の捉え方などを引き続き検討することは、第三者行為災害に係る実務にとって有意義といえる。